

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第59期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)
【会社名】	株式会社ゴールドウィン
【英訳名】	GOLDWIN INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西田 明男
【本店の所在の場所】	富山県小矢部市清沢210番地
【電話番号】	0766(61)4802(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長兼財務部長 二川 清人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区松濤2丁目20番6号
【電話番号】	03(3481)7203(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部財務部副部長 本橋 明彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社ゴールドウィン東京本社 (東京都渋谷区松濤2丁目20番6号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第3四半期 連結累計期間	第59期 第3四半期 連結累計期間	第58期 第3四半期 連結会計期間	第59期 第3四半期 連結会計期間	第58期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	33,188	30,765	13,861	12,629	44,056
経常利益 (百万円)	1,228	1,501	1,619	1,881	1,546
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,460	1,335	1,587	1,845	1,349
純資産額 (百万円)	-	-	13,754	13,864	12,894
総資産額 (百万円)	-	-	45,423	42,905	38,479
1株当たり純資産額 (円)	-	-	232.47	234.33	217.78
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	25.04	22.90	27.22	31.66	23.14
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	29.8	31.8	33.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,732	706	-	-	1,923
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	866	253	-	-	956
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	395	2,479	-	-	4,154
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	-	-	8,608	6,473	3,326
従業員数 (人)	-	-	1,523	1,560	1,462

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

### 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

### 4【従業員の状況】

#### (1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	1,560
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しております。

#### (2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	1,012
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、製品の種類、性質、製造方法および販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列のスポーツ用品を専ら製造販売しているため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりませんので、生産および販売の状況についての記載も省略しております。また、受注状況についても一部の特殊商品のみ受注生産を行っておりますが、全体に占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。なお、製品の種類の売上高は、「4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおりであります。

なお、当社グループの売上高は取扱商品の特性上、上半期と下半期との間に著しい差が生じております。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、当社グループの事業特性上、上半期と下半期の業績に季節的変動がありますが、損益的には概ね当初計画どおり推移しております。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、一昨年来の景気低迷が続く中で一部に回復の兆しが見られるものの、企業収益の悪化とデフレ経済の深刻化により引き続き厳しい状況にあります。スポーツアパレル業界におきましても、健康に対する意識の向上によりスポーツへの関心は高まっておりますが、消費マインドの冷え込みや消費者の低価格志向により個人消費の低迷が続く、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境の中、当社グループ（当社、連結子会社および持分法適用会社）は当連結会計年度を最終年度とする中期経営計画に基づき経営構造改革に全社をあげて取り組んでおります。販売ロスを削減するため、市場へ早期投入しながらも総供給量は抑制したため前年同期比減収となりましたが、調達手法改革による商品原価低減等により前年同期比増益となりました。

ブランド事業といたしましては、アスレチックスタイル事業におきまして、「スピード」ブランドの積極事業拡大を進めております。本年からの国際水泳連盟の水着ルール改正に適合した『スピード・レーザー・レーサー・エリート』を発表し、1月から市場に投入しており好調に推移しております。また競泳に加えトレーニングにも対応した水陸両用の『スワム』シリーズも堅調であります。「エレッセ」ブランドについては、ブランド生誕50周年を機会にブランドのプロモーション活動を積極的に実施して再成長を図っております。また、「チャンピオン」ブランドにつきましては、事業構造改革を実施し店頭管理型、実需型ビジネスモデルへの業態転換を推進中であり、本年はスウェットなどのアメリカンカジュアルのイメージをコンセプトにした直営店舗およびショッピングの出店を予定しております。

アウトドアスタイル事業におきまして、「ザ・ノース・フェイス」ブランドは、ジャケット商材、防寒アウターと、以前から強化してきたレディースアイテム、フットウエアが好調に推移しております。

アクティブスタイル事業におきましては、ウインター関連商品の市場全体が厳しい中、消化率については昨年を上回り堅調であります。さらに米国スキー見本市に初出展し、北米市場での販売開始に向けた準備を進めております。また、自転車、バイクウエアなどの通年型商品群も堅調に推移しております。

また、厚生労働省が定める一般医療機器の基準をクリアしたコンプレッションアンダーウェア「C3fit（シースリーフィット）」が第1四半期連結会計期間の発売開始以来大きな反響を呼び、展開店舗数および売上高ともに順調に推移しております。

さらに今秋冬商品として、着るだけで汗のニオイと加齢臭をしっかりと消臭する『マキシフレッシュプラス』に高い保温機能を加えたアンダーウェアを、全社横断型商品として「ザ・ノース・フェイス」、「ヘリーハンセン」、「エレッセ」、「カンタベリー」の4ブランドで展開し、堅調に推移しております。また次の春夏向け新商品も開発が進んでおり、今後積極的に拡販する予定であります。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高12,629百万円（前年同期比8.9%減）、営業利益1,586百万円（前年同期比1.5%減）、経常利益1,881百万円（前年同期比16.2%増）、四半期純利益1,845百万円（前年同期比16.2%増）となりました。

なお、記載金額には、消費税等は含まれておりません。

スタイル事業別連結売上高

区分	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		増減率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
アスレチックスタイル事業関連商品	3,645	26.3	2,937	23.2	19.4
アウトドアスタイル事業関連商品	6,447	46.5	6,209	49.2	3.7
アクティブスタイル事業関連商品	2,858	20.6	2,571	20.4	10.0
その他	910	6.6	911	7.2	0.2
合計	13,861	100.0	12,629	100.0	8.9

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は6,473百万円となり、第2四半期連結会計期間末より2,954百万円増加いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られたキャッシュ・フローは4,037百万円(前年同期は5,068百万円の獲得)となりました。主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益の計上1,902百万円、たな卸資産の減少1,526百万円、仕入債務の増加1,521百万円であり、主な減少要因は売上債権の増加1,159百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用したキャッシュ・フローは14百万円(前年同期は32百万円の獲得)となりました。これは主に、定期預金の預入および払戻による収支で84百万円増加したのに対し、有形固定資産取得による支出で94百万円減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用したキャッシュ・フローは1,049百万円(前年同期は116百万円の使用)となりました。これは主に、短期借入金及び長期借入金の借入及び返済による収支で761百万円、社債の償還による支出で270百万円減少したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対応すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかし、買収行為の中には、その態様によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものが存在いたします。

当社の企業価値を構成する要素は、業界トップクラスに位置付けられる高付加価値・高イメージの複数のスポーツウエアブランド(スポーツブランド)の商標権ないし販売権、このようなブランド価値を具現化する為の優れた創造力・企画力・製造ノウハウ、このような創造力・企画力・製造ノウハウを支える個々の優秀な従業員、永年の取引を通じて培われた信頼関係に裏付けられた多数の取引先・顧客・商権等々の経営資源を有すること、並びに、これらの経営資源に基づき既存事業の遂行に加えて新規事業・新規商材・新規市場を開発することにより将来的に業容を拡大して会社業績を向上させ得る事業基盤、及び、事業活動を通じて安定してキャッシュ・フローを創出して将来に亘る会社資本強化を実現し得る経営基盤を有することであり、以上のような当社の企業価値の本質(本源的価値)に対する理解なくして、当社の企業価値を持続的に向上させていくことは不可能でございます。

このような理解に欠ける買収者が、当社の株式の大規模買付を行い、短期的な経済的効率性のみを重視して、一時的な利益を上げる反面で当社の持つ上記の経営資源や事業基盤を損なうことや、あるいは当社の特定のブランド又は商権のみを獲得しその余については処分するなど、当社の企業価値を生み出すしくみに反する行為を行い、当社の事業体としての継続性を阻害することなどは、結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながるものです。

このように企業価値ひいては株主共同の利益を害する買収者に対しては、企業価値ひいては株主共同の利益を保護するために相当な限度で取締役会が対抗措置を発動することが認められてしかるべきであります。しかしな

がら、買収提案の内容は多種多様なものがありえますので、当該買収提案の内容が企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか、これを害するものであるか、にわかに判別し難い場合も存在しうるところです。当社は、かかる買収提案が行われた場合には、まずは取締役会において買収提案者と協議、交渉することといたしますが、買収提案者から買収提案に関する十分な情報の提供が行われた上で書面による請求があった場合など一定の要件を満たす場合には、株主総会の場において、当該買収提案につき本プランによる対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様方に判断して頂くことが望ましいものと考えております。

また、株主の皆様が、買収提案が企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かにつき株主総会の場において適切な判断を行うことができるよう、当該買収提案が当社株主の皆様及び当社グループの経営に与える影響、当該買収者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、買収提案者から十分な情報の開示がなされるようにすることは、当社取締役会の責務と考えております。

#### 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループでは、中期経営計画をもとに、業務やコスト構造を見直し、顧客基点のさらなる強化を図り、顧客や市場の変化に柔軟に対応して、ブランド事業ごとの収益基盤を強化し、企業価値を高めるべく経営に取り組んでおります。

また、各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、内部統治構造の機能及び制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。具体的には、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立を目指し、経営と事業執行機能の役割を明確にするために、「執行役員制度」を導入したほか、CSR推進委員会を設置し、コンプライアンスやリスク管理を積極的に推進しております。なお、当社の監査役4名中3名は社外監査役です。

#### 基本方針に照らし不適切な者により支配されることを防止するための取組み

上記 記載の認識に基づき、当社は、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権を用いた方策（以下「本プラン」といいます）に関する定款一部変更議案及び承認議案の承認を得ており、かかる定款及び承認決議の内容に従い、上記定時株主総会後に開催された取締役会において、本プランの導入及び円滑な実行のために必要な事項、措置を決議しております。本プランの内容は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.goldwin.co.jp/corp/ir/defense.html>）に掲載していますので、詳細についてはそちらをご参照ください。

当社は、本プランに則り、当社の20%以上の株券等保有割合の株券等を特定公開買付開始公告の実施、又は支配株式の取得を企図する者（その共同保有者及びこれらを支配する者その他を含む）に対して、予め当社に対し書面により一定の情報が記載された買収提案を提出することを求めます。買収提案が当社に対して行われた場合、当社取締役会から付議を受けた特別委員会が、買収提案について、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から検討し、その結果を当社取締役会に勧告し、当社取締役会が対抗措置の不発動確認決議を行うか否かを検討します。なお、買収提案者が一定の要件を具備した上で、買収提案者の行う特定の買収提案に対し、本プランによる対抗措置を採ることの可否を問うための株主総会の開催を請求した場合及び当社取締役会が自らの判断でかかる株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は株主総会を招集するものとし、当該株主総会において、本プランに基づく対抗措置を採ることが承認されなかった場合には、当該買収提案に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

#### 基本方針の実現のための取組みについての取締役等の判断及びその理由

##### イ. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化、企業としての社会的責任を遂行するための取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

##### ロ. 基本方針に照らし不適切な者により支配されることを防止するための取組みについて

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されております。本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また当社経営陣の地位の維持を目的とするものでもありません。

当社は、株主の皆様意思を反映させるため、本プランの導入に際して、定時株主総会において、本プランの導入に関する定款変更の特別決議によるご承認及び一定の附帯条件のもと本プランによる対抗措置を採ることに関する普通決議によるご承認（「プラン承認決議」）を受けております。

特定の買収提案に対する不発動確認決議における判断の中立性を担保するため、本プランでは、当社社外役員及び外部有識者から構成される特別委員会が、買収提案の内容について情報収集・検討を行い、不発動確認決議の是非について、当社社外役員を兼任する者は当社の役員としての会社に対する法的義務を

背景に、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から検討を行います。そして、取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該買収提案が当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するか否かの観点から真摯に検討します。また、特別委員会から当社取締役会に対し、不発動確認決議を行うべきとの勧告決議がなされ、取締役会がその勧告を受容れることで株主に対する取締役としての善管注意義務に反すると判断する場合には、取締役会が本プランによる対抗措置をとることの可否についての株主総会を招集します。

本プランでは、予め定める事項を全て充足すると認められる買収提案に対しては不発動確認決議がなされるものとされており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが採られています。

本プランでは、取締役会自ら株主総会の招集が必要と判断した場合のみならず、一定の要件を充足すれば買収提案者自身も自らの買収提案に対して本プランによる対抗措置を採るか否かを決する旨の議案を上程する株主総会を開催することを要求することができ、取締役会が判断の不当な引き伸ばしを行うことを回避する仕組みが組み込まれているとともに、本プランによる対抗措置の発動の可否について具体的な買収提案を前提として株主の皆様の意思を直接反映する仕組みを採用しております。

当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っていないため、毎年取締役の選任を通じて株主の皆様の意思を反映することが可能となっています。

本プランでは、定款上の根拠を有した株主総会決議による承認決議の有効期間を、平成21年6月26日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとし、3年が経過した時点で、本プランの各条件の見直し等を含め、必要に応じて株主総会の承認を求めるとし、本プランに株主の直接の意思を反映することができるようにしています。

本プランの効力は、原則として各期の定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとし、当該取締役会において、本プランの維持・改定又は廃止など随時その内容を見直すことを基本としております。当社の取締役の任期は1年ですので、毎年の取締役の改選を反映した内容となることが確保されているとともに、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となります。

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

#### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、99百万円であります。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,000,000
計	230,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	58,478,218	58,478,218	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	58,478,218	58,478,218	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。  
平成18年6月29日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,451
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,451,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	337
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 337 資本組入額 169
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権の割り当てを受けたもの(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社または当社子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社等の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、または定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の相続は認めない。 (3)新株予約権の質入、その他一切の処分は認めない。 (4)その他の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	-	58,478	-	10,329	-	8

(5) 【大株主の状況】  
当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(6) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 182,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 57,737,000	57,737	-
単元未満株式	普通株式 559,218	-	-
発行済株式総数	58,478,218	-	-
総株主の議決権	-	57,737	-

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(株)ゴールドウイン	東京都渋谷区松濤2-20-6	182,000	-	182,000	0.31
計	-	182,000	-	182,000	0.31

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が3,000株(議決権の数3個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含めておりません。

## 2【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	179	219	286	272	235	227	189	175	175
最低(円)	125	155	201	211	208	178	160	134	141

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7,192	3,825
受取手形及び売掛金	3 11,031	9,352
商品及び製品	7,280	7,069
仕掛品	101	69
原材料及び貯蔵品	822	777
その他	919	1,419
貸倒引当金	33	32
流動資産合計	27,314	22,481
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 2,274	1 2,365
土地	1,247	1,247
その他(純額)	1 449	1 347
有形固定資産合計	3,970	3,960
無形固定資産		
商標権	889	1,179
その他	191	186
無形固定資産合計	1,080	1,365
投資その他の資産		
投資有価証券	6,345	6,394
差入保証金	3,064	2,937
その他	1,467	1,709
貸倒引当金	338	368
投資その他の資産合計	10,539	10,671
固定資産合計	15,591	15,998
資産合計	42,905	38,479

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 11,034	10,320
短期借入金	4,360	1,978
1年内償還予定の社債	690	1,230
1年内返済予定の長期借入金	2,601	1,890
未払法人税等	112	110
賞与引当金	295	463
返品調整引当金	193	318
その他	1,675	1,411
流動負債合計	20,962	17,722
固定負債		
社債	-	140
長期借入金	5,335	5,223
退職給付引当金	1,838	1,719
その他	905	780
固定負債合計	8,078	7,862
負債合計	29,041	25,585
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	10,329	10,329
資本剰余金	8	8
利益剰余金	5,169	3,834
自己株式	41	38
株主資本合計	15,465	14,134
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	96	20
繰延ヘッジ損益	33	35
為替換算調整勘定	1,868	1,419
評価・換算差額等合計	1,805	1,434
新株予約権	185	185
少数株主持分	18	9
純資産合計	13,864	12,894
負債純資産合計	42,905	38,479

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	33,188	30,765
売上原価	20,248	17,767
売上総利益	12,939	12,997
返品調整引当金戻入額	162	125
差引売上総利益	13,102	13,122
販売費及び一般管理費	12,665	12,434
営業利益	436	688
営業外収益		
受取利息	27	23
受取配当金	37	29
持分法による投資利益	1,124	983
その他	136	100
営業外収益合計	1,325	1,137
営業外費用		
支払利息	220	222
為替差損	117	9
その他	195	92
営業外費用合計	533	324
経常利益	1,228	1,501
特別利益		
固定資産売却益	387	0
貸倒引当金戻入額	16	21
その他	50	-
特別利益合計	454	22
特別損失		
固定資産処分損	12	5
店舗閉鎖損失	-	3
ブランド整理損	56	-
特別退職金	-	5
その他	41	2
特別損失合計	110	16
税金等調整前四半期純利益	1,572	1,506
法人税、住民税及び事業税	112	168
法人税等合計	112	168
少数株主利益又は少数株主損失( )	0	3
四半期純利益	1,460	1,335

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	13,861	12,629
売上原価	8,044	6,937
売上総利益	5,817	5,692
返品調整引当金戻入額	135	135
差引売上総利益	5,952	5,827
販売費及び一般管理費	4,342	4,241
営業利益	1,610	1,586
営業外収益		
受取利息	9	7
受取配当金	10	6
持分法による投資利益	171	365
その他	42	26
営業外収益合計	233	404
営業外費用		
支払利息	68	78
為替差損	102	1
その他	53	28
営業外費用合計	225	109
経常利益	1,619	1,881
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	22
受取補償金	27	-
その他	-	0
特別利益合計	27	22
特別損失		
投資有価証券評価損	5	1
特別退職金	2	-
その他	2	-
特別損失合計	10	1
税金等調整前四半期純利益	1,636	1,902
法人税、住民税及び事業税	48	56
法人税等合計	48	56
少数株主利益又は少数株主損失( )	0	1
四半期純利益	1,587	1,845

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,572	1,506
減価償却費	494	548
投資有価証券評価損益(は益)	6	1
退職給付引当金の増減額(は減少)	38	119
貸倒引当金の増減額(は減少)	11	30
受取利息及び受取配当金	64	53
支払利息	220	222
持分法による投資損益(は益)	1,124	983
有形固定資産売却損益(は益)	387	0
売上債権の増減額(は増加)	774	1,569
たな卸資産の増減額(は増加)	1,192	248
仕入債務の増減額(は減少)	1,072	638
その他	510	405
小計	2,745	556
利息及び配当金の受取額	651	589
利息の支払額	203	229
法人税等の支払額	128	210
訴訟和解金の支払額	332	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,732	706
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	954	1,097
定期預金の払戻による収入	952	1,175
有形及び無形固定資産の取得による支出	79	135
有形及び無形固定資産の売却による収入	1,026	0
投資有価証券の取得による支出	13	32
投資有価証券の売却による収入	38	4
差入保証金の差入による支出	16	123
差入保証金の回収による収入	42	28
その他	129	74
投資活動によるキャッシュ・フロー	866	253
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	14,600	13,480
短期借入金の返済による支出	11,148	11,098
長期借入れによる収入	750	2,150
長期借入金の返済による支出	2,830	1,327
社債の償還による支出	980	680
その他	3	44
財務活動によるキャッシュ・フロー	395	2,479
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	1
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,989	2,930
現金及び現金同等物の期首残高	4,619	3,326
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	216
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,608	6,473

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 従来、持分法適用会社でありました株式会社ナナミカは重要性が増したため、第1四半期連結会計期間より、連結の範囲に含めております。また、株式会社シークラフトおよび株式会社ティースポーツは第1四半期連結会計期間において特別清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 9社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用関連会社の変更 第1四半期連結会計期間より、株式会社ナナミカは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 2社

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	前第3四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「店舗閉鎖損失」および「特別退職金」は、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「店舗閉鎖損失」は8百万円、「特別退職金」は15百万円であります。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算出したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末において算定した貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間に行った実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1	有形固定資産減価償却累計額 6,445百万円	1	有形固定資産減価償却累計額 6,229百万円
2	偶発債務 (受取手形割引高等) 受取手形割引高 95百万円 信託等による売掛債権譲渡高 2,983百万円	2	偶発債務 (保証債務) 連結会社以外の会社のリース会社との取引に対し、債務保証を行っております。 (株)ナナミカ 20百万円 (受取手形割引高等) 受取手形割引高 905百万円 信託等による売掛債権譲渡高 2,194百万円
3	四半期連結会計期間末日満期手形の処理 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当第3四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。 支払手形 180百万円 受取手形 180百万円	3	

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬及び給与手当 4,445百万円 賞与引当金繰入額 215百万円 退職給付費用 178百万円	1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬及び給与手当 4,497百万円 賞与引当金繰入額 228百万円 退職給付費用 204百万円
2	当社グループの売上高は取扱商品の特性上、上半期が下半期に比べて金額が少ないため、連結会計年度の上半期の売上高と下半期の売上高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。	2	同左

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬及び給与手当 1,313百万円 賞与引当金繰入額 215百万円 退職給付費用 65百万円	1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬及び給与手当 1,380百万円 賞与引当金繰入額 228百万円 退職給付費用 68百万円
2	当社グループの売上高は取扱商品の特性上、第3四半期連結会計期間の売上高が他の四半期連結会計期間の売上高と比較して著しく高くなっております。	2	同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)
現金及び預金勘定 9,246百万円	現金及び預金勘定 7,192百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金 637百万円	預金期間が3ヶ月を超える定期預金 719百万円
現金及び現金同等物 8,608百万円	現金及び現金同等物 6,473百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,478千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 182,121株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 185百万円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)および当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)ならびに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)スポーツ用品関連事業の売上高および営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計および営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)および当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)ならびに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)および当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)ならびに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載していません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容  
該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	234.33円	1株当たり純資産額	217.78円

## 2. 1株当たり四半期純利益金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	25.04円	1株当たり四半期純利益	22.90円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期純利益(百万円)	1,460	1,335
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,460	1,335
期中平均株式数(千株)	58,318	58,303
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	27.22円	1株当たり四半期純利益	31.66円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期純利益(百万円)	1,587	1,845
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,587	1,845
期中平均株式数(千株)	58,326	58,297
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変化が認められないため、記載していません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社ゴールドウイン  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 和夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五木田 明 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 玉井 哲史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴールドウインの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴールドウイン及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において2,009百万円の営業損失を計上し、2期連続の営業損失となった。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社ゴールドウイン  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 和夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五木田 明 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 玉井 哲史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴールドウインの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴールドウイン及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。